

# 電子マニフェストシステム導入について

2010年度中グループ企業全体の電子マニフェスト化率100%達成を目指して

## 積水ハウス 株式会社 環境推進部 上川路 宏 KAMIKAWAJI Hiroshi

### ■企業プロフィール

2010年8月に創立50周年を迎える住宅のトップメーカー。環境を経営の基軸におき、温暖化防止、生態系保全資源循環を本業の中で積極的に推進している。

### ■企業概要

社名:積水ハウス株式会社  
本社所在地:〒531-0076 大阪市北区大淀中一丁目1番88号  
梅田スカイビルタワーイースト  
設立年月日:昭和35年8月1日  
主な事業内容:建築工事の請負及び施工・建築物の設計及び工事監 他  
従業員数:15,374名(平成22年4月1日現在)

### はじめに

当社でのマニフェスト運用の歴史は古く、1993年の廃棄物管理システムの全社導入と同時にマニフェストの運用を開始している。その特徴は、処理委託契約書とマニフェストの運用を相互に連携させることにより、契約書に基づいたマニフェストの運用が可能なシステムになっているところにあり、先進性の高いシステムとなっている。

### 電子マニフェスト導入のきっかけ

当社における環境取り組みの一つに、資源循環分野での「ゼロエミッション」活動がある。施工現場から排出される廃棄物を自社工場に運搬し、分別を中心とした自社処理を行っているもので、住宅分野では初の広域認定を取得している。広域認定に基づく当社オリジナル廃棄物管理電子システム「ぐるっとメール」を使用して廃棄物管理を行っており、現場からは管理が楽になったと、好評を得ている。

他方、「ぐるっとメール」システムは新築施工現場向けのシステムであり、解体工事や生産工場から発生する廃棄物処理システムではなく、当社グループ全体をカバーできないものではないため、グループ単位でのガバナンス体制構築が要求される社会情勢にあって、グループ全体を管理する新システムの開発が必要となってきた。国による電子マニフェストの普及事業も強化されてきており、当社においても電子マニフェストシステムの導入を決定したものである。

### 電子マニフェスト導入に当たっての留意点

廃棄物を適正に処理するための諸要件のうち一番重要なものは、いわゆる「物(廃棄物)」と「情報」の一元管理である。廃棄物の管理情報と廃棄物が別々になってしまうと、適正処理確認が極めて困難な状況に陥ってしまう可能性がある。法律では、廃棄物の処理を行った後、3日以内の報告を義務付けているが、これでは立法趣旨と異なり、廃棄物の運搬後にマニフェストを運搬実態に応じて交付することが許されてしまうこととなる。このため、当社ではJWNETへの直接アクセスではなく、当社自らがASPとなり、物と情報の同時性を担保できるようにシステムを構築することとした。また、システムを自ら開発することにより、社内システムとの連携が確実に行われる為、既存のリソースを有効に利用できるメリットがあった。

図1に、導入に際しての主な作業等を示す。

図1 電子マニフェスト導入に際しての作業等

#### 研修導入

デモンストレーションを行いながらの研修  
現在社内・委託業者への導入研修完了、フォローアップ中。

#### マニュアルの作成

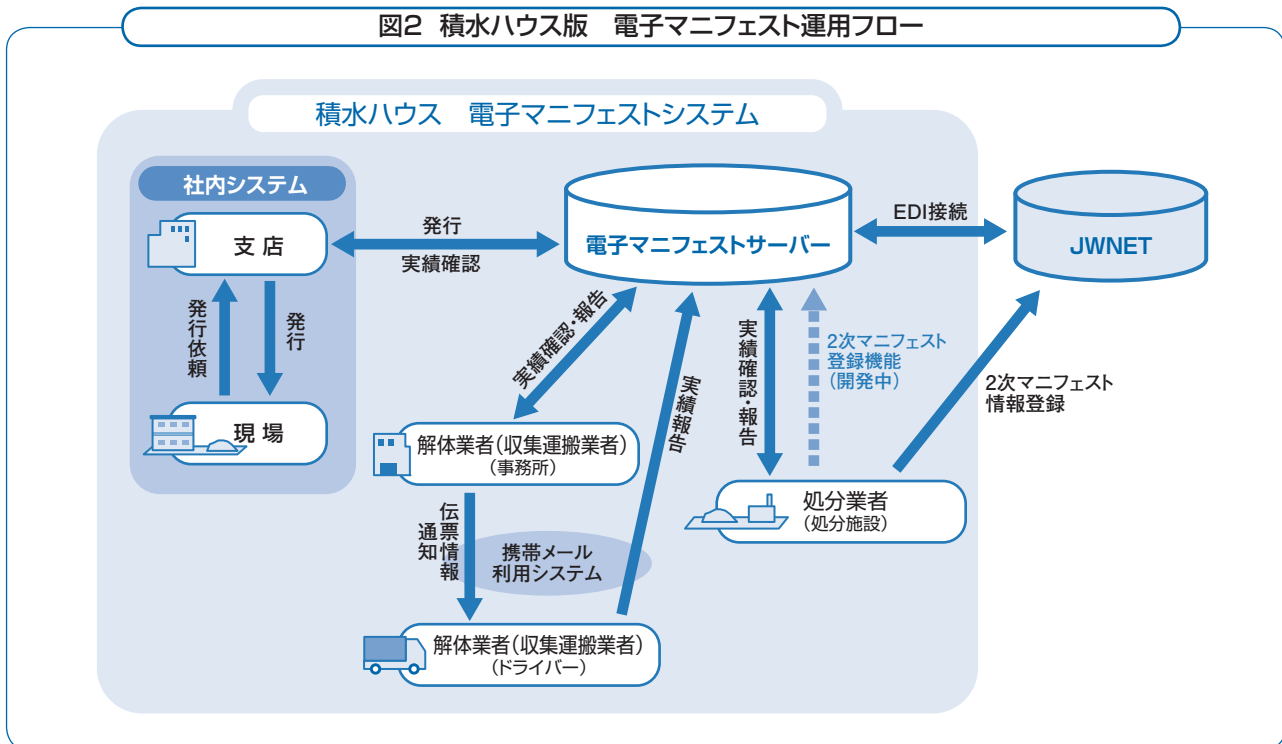
- 社内用
  - 収集運搬業者用
  - 処分業者用
- 各マニュアルを作成・配布



#### 導入にあたっての留意点

- 原則として社内作業の変更は最小限に
- 発行作業は変更なし(印刷時間短縮)
  - 実績入力処理は簡便化(日付・数量入力より入力内容の確認へ)
- 収集運搬は携帯電話で入力  
処分はPC入力

図2 積水ハウス版 電子マニフェスト運用フロー



## 当社電子マニフェストシステムの特長

当社電子マニフェストシステムは、当社の廃棄物処理の経験をもとに、低層住宅における廃棄物処理の特性を踏まえたシステムであるとともに、生産工場を持つハウスメーカーの特性に沿った、幅広い業界に対応が可能な汎用システムとなっている。特に、前述したとおり、廃棄物と情報が別々に扱われないように配慮したシステムでもある。

一般のASP業者のマニフェスト交付方法は、現場で収集運搬業者がマニフェスト伝票を生成し、排出事業者が承認することで交付対応としていることが多いが、当社システムでは排出事業者が予めマニフェスト情報を生成し、これを収集運搬業者がWEBを通じて入手し、廃棄物の引き取り時に必要事項を入力するシステムとしている。排出事業者が予めマニフェストデータを生成することとしているのは、処理委託契約に基づいた委託内容でのマニフェスト情報の生成を担保するための措置であり、また、正しい情報を事前にWEBにアップすることにより物情一致を実現するためのものでもある。

また、当社システムでは処理の同時性を重要視しており、WEBを通して処理情報を排出事業者、収集運搬業者、処分業者で共有することにより同時性を担保することとしている。(図2)

## 電子マニフェスト導入のメリットとデメリット

当社システムを利用している収集運搬業者へのヒアリング結果から、事務作業量が概ね3分の1に減ったとの回答を得ている。当社各支店における事務作業量も概ね5割から7割程度削減できており、事務作業量の合理化に関して顕著な結果が出ている。処分業者においては、各種ASPによる複数システムでの運用が発生しているところも多く、事務作業の合理化と裏腹に煩雑な思いもあるようである。

その他、マニフェストの紛失、盗難に対する防止策、保管場所の縮小、マニフェスト購入費用の削減などメリットは多い。

反面、目の前から伝票が無くなることによる伝票管理に対する関心の薄れが表面化することがあり、管理手法については工夫の必要がある。

## 今後の予定

当社は環境省から「エコファースト企業」に認定されている。認定では「エコファーストの約束」を環境大臣と取り交わすが、その中に2010年度中のグループ企業全体を含めた電子マニフェスト化率100%がある。今後、グループ内での普及に力を入れる予定である。